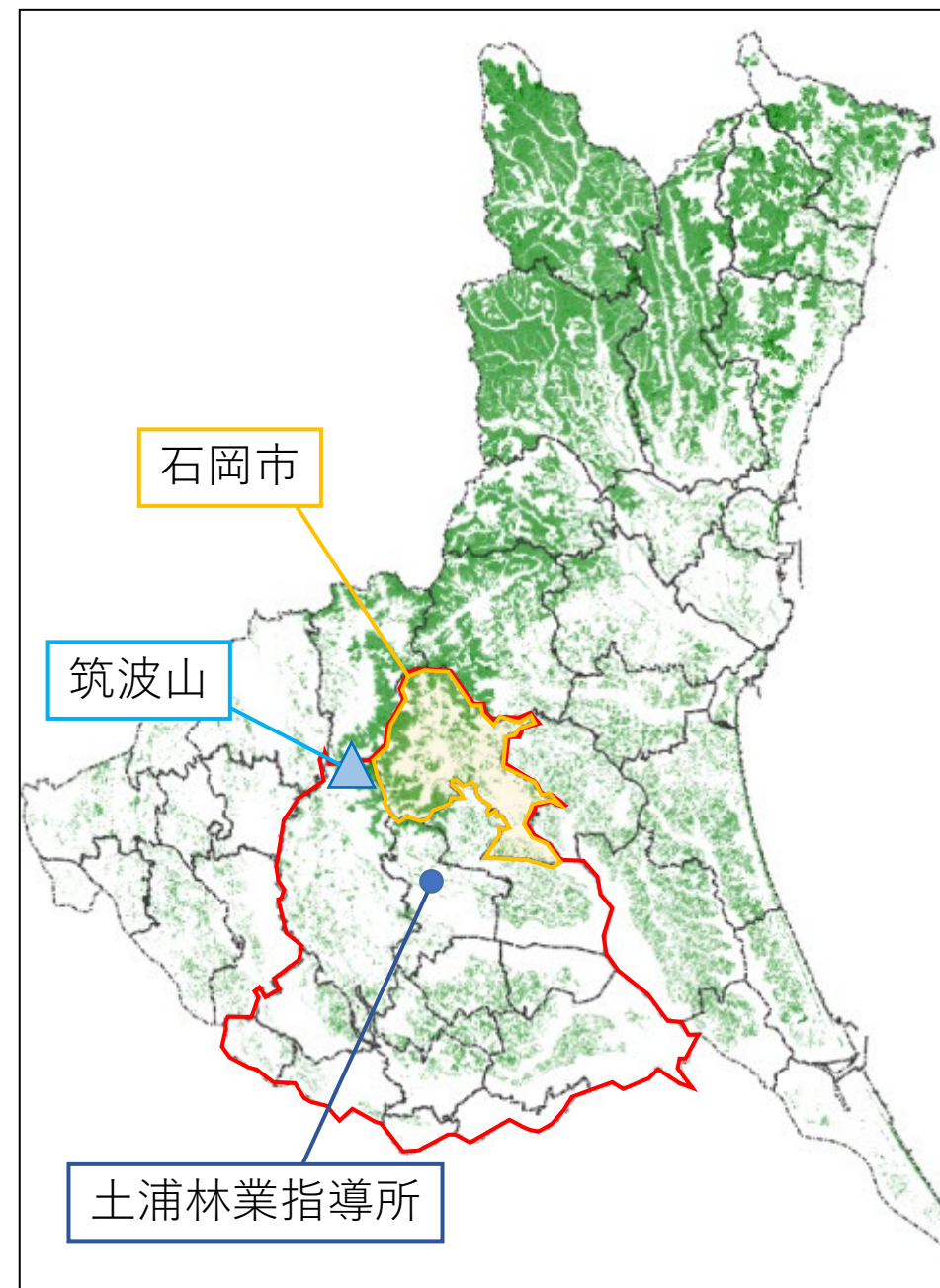


# 共有者不明森林における 森林整備の推進について ～認可地縁団体制度を活用した取組～

茨城県県南農林事務所 林業振興課  
土浦林業指導所 主任 井川貴博

# 茨城県県南地域の概要



	茨城県	県南地域	うち石岡市
森林面積 (万ha)	18.7	2.1	0.8
林野率 (%)	32	15	37

県南地域の14市町村の森林のうち3分の1以上が石岡市

# 石岡市（旧八郷町）の森林



「にほんの里100選」  
に選出

# 石岡市の森林整備について

森林湖沼環境税（県税）  
による造林事業

森林経営管理制度や  
森林環境譲与税の活用

しかし！

共有林における森林整備は難航！！

# 共有林に関する課題と背景

共有林における森林整備は難航！！

- ・ 権利者が多数存在する
- ・ 相続などにより権利者がさらに多岐にわたる  
→ 連絡が取れない権利者が増加

権利者全員の同意が取れない

- ・ 適切な森林整備が進まない
- ・ 立木の販売ができない

# 石岡市内の共有林に関する課題

森林整備を進めたい

権利者と連絡が  
取れず困っている

共有者不明森林でも  
森林整備ができる制度  
を検討・提案

共有林代表者

普及指導員



共有林代表者との打合せ

# 相談があった石岡市内の共有林



# 共有者不明森林において森林整備等ができる制度

## ① 共有者不確知森林制度

- ◎共有者不確知森林の**立木の伐採及び伐採後の造林**を行うことができる
  - ・市町村長による公告（6ヶ月）、都道府県知事の裁定等の手続きを経る
  - ・不確知共有者の立木持分を移転し、伐採・再造林のために使用権を設定

## ② 森林経営管理制度における共有者不明森林に関する特例

- ◎共有者不明森林においても**森林経営管理制度に係る経営管理集積計画を設定**できる
  - ・市町村が登記簿や戸籍簿等の情報等から不明な森林所有者を探索
  - ・探索をしてもなお所有者の一部が不明の場合その旨及び定めようとする経営管理権集積計画を公告（6ヶ月）
  - ・公告期間中に異議の申出が無かった場合、不明な森林共有者は市町村が定めようとする経営管理権集積計画に同意したものとみなし、計画策定

## ③ 認可地縁団体制度

- ◎地縁団体が法律上の権利義務の主体となり、同団体は**法人格を有し、土地等の不動産を団体名義で登記**できる
  - ・団体の構成員が市町村に申請し、認可を得ることで団体を設立
  - ・市町村が公告（3ヶ月以上）し、異議申し立てがなければ、土地の不動産登記ができる

# 共有者不明森林において森林整備等ができる制度

## ① 共有者不確知森林制度

◎共有者不確知森林において森林整備等を行うことができる  
・市町村長による公告（6ヶ月）  
・不確知の共有者に対する裁判等の手続きを経る  
・不明な共有者のために使用権を設定

**権利者による森林整備⇒可能！**  
**相続未登記の問題⇒未解決…**

## ② 森林経営管理制度における共有者不明森林に関する特例


◎共有者不明森林においても森林経営管理制度に係る経営管理集積計画を設定できる  
・市町村による公告（6ヶ月）  
・探索をしてなお不明な共有者の一部がある場合その旨及び定めようとする  
・公告期間中に異議の申出が無かった場合、不明な森林共有者は市町村が定めようとする経営管理権集積計画に同意したものとみなし、計画策定

**市町村による森林整備⇒可能！**  
**相続未登記の問題⇒未解決…**

## ③ 認可地縁団体制度

◎地縁団体が法律上の権利義務の主体となり、同団体は法人格を有し、土地等の不動産を所有し、管理し、処分することができる  
・団体の構成員が市町村に申請し、認可を得ることで団体の設立が可能  
・市町村による公告（6ヶ月）  
・不明な共有者のために使用権を設定

**地縁者による森林整備⇒可能！**  
**相続未登記の問題⇒解決！**

 **採用**

# 認可地縁団体設立に向けた取組

## 共有林の権利者説明会の実施

A.はい。地縁者なので構成員  
になれます。

Q.区域に住んでいれば誰でも  
構成員になれるのか...



説明会の様子

# 認可地縁団体設立に向けた支援

## ①地縁団体の認可を市に申請

- ・規約、構成員名簿等の整理
- ・市との事前打ち合わせ



## ②地縁団体の認可（法人格の取得）



## ③所有不動産の登記移転等に係る 公告（3か月間）



## ④所有不動産の登記移転



市担当者との打合せの様子

# 認可地縁団体設立に向けた支援

## ① 認可地縁団体設立を市に申請

石岡市長 谷島 洋司 様	保有予定資産目録												
認可を受けよう 団体の名称及び 名称 川 所在地 石 代表者の氏名及 氏名 住所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 規約</li><li>2 認可を申請することについての会員からの同意書</li><li>3 構成員の名簿</li><li>4 保有資産目録又は保有予定資産目録</li><li>5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類</li><li>6 申請者が代表者であることを証する書類</li></ol>												
認可申請書	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>												
地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて													
(別添書類)													
<ol style="list-style-type: none"><li>1 規約</li><li>2 認可を申請することについての会員からの同意書</li><li>3 構成員の名簿</li><li>4 保有資産目録又は保有予定資産目録</li><li>5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類</li><li>6 申請者が代表者であることを証する書類</li></ol>													

認可申請書の写し

# 認可地縁団体設立に向けた支援

## ②地縁団体の認可（法人格の取得）



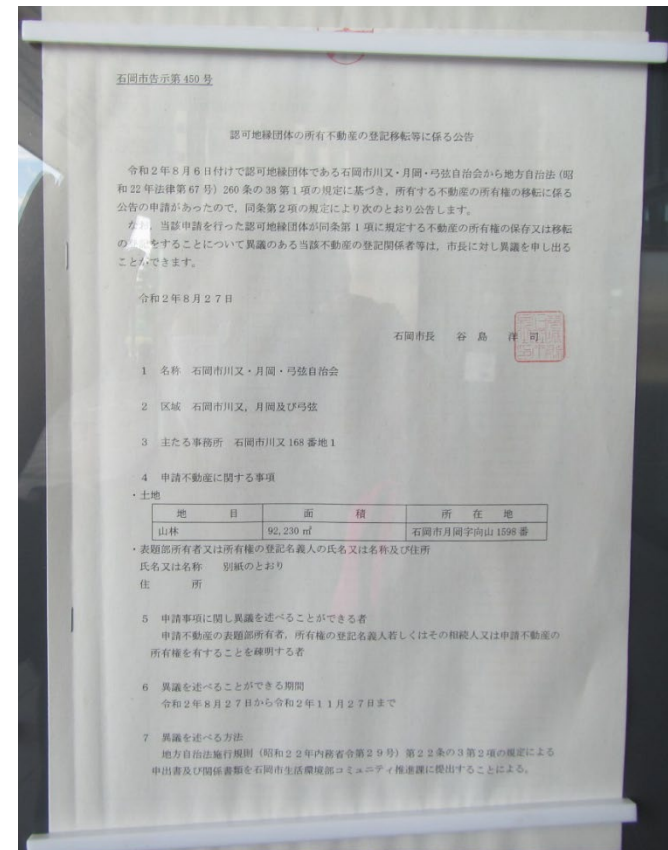
**認可年月日**

大增共有林 令和 3年 1月13日

地縁団体の認可書の写し

# 認可地縁団体設立に向けた支援

## ③所有不動産の登記移転等に係る公告（3か月間）



石岡市役所における公告の様子

## ④ 所有不動産の登記移転

登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	令和2年12月17日	
申請受付番号	第25751号	
登記の目的	所有権保存	
登記の年月日	-	
不動産	土地	不動産番号 0519000409399 石岡市月岡字向山1598番 山林 92230平方メートル

(注) 1 「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に登録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。

2 「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。

3 「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。

4 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

以上

登記完了年月日

大增共有林 令和7年6月12日

一部根抵当権の手続きに時間を要した

土地の登記完了書の写し

- ・石岡市内の大増共有林について、**認可地縁団体の設立及び土地の登記完了**

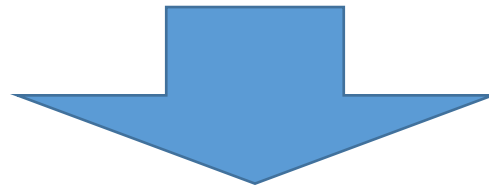
	団体認可	登記完了
大増共有林	令和3年1月13日	令和7年6月12日

- ・現在、大増共有林と周囲の森林を面的に**水源かん養保安林に指定申請**する準備をしている

## 取組の結果…

- 地縁団体の**森林整備の意欲が増加**
- 地元森林組合との**連携も強化**
- 市も共有者不明森林における森林整備に向けた**ノウハウを取得**

森林整備に向けて  
組合と打合せ中!!



**今回の事例を県内の共有者不明森林に波及**

**→ 森林資源の適正な管理・利用を推進!!**